

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
54	子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和6年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯について、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>④ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】</p> <p>①・② 令和3年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。</p> <p>③ 令和4年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。</p> <p>④ 令和5年1月2日から基準日前日までに本市に転入してきた者について、課税地である他自治体に課税情報を確認し、本給付支給対象者であるか判定する。</p> <p>＜中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要件を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバ要件)
③システムの名称	システム連携基盤番号連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報及び子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル、ひとり親世帯への給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の121の項</p> <p>【情報提供】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
②所属長の役職名	家庭支援担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2674
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

